入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）調達物品の名称及び数量

質量分析装置　一式

（２）調達物品の内訳

別紙のとおり

（３）納入期限

令和９年３月31日（水）

（４）納入場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

２　契約をする者

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県営病院事業管理者　萬井　実

３　契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

４　配布資料

・入札参加資格確認書　（様式第１号）
・質問書　（様式第２号）
・委任状　（様式第３号）
・入札書　（様式第４号）
・契約保証金免除申請書　（様式第５号）
・電子契約に関する同意書兼メールアドレス確認書　（様式第６号）

５　手続等に関する問合わせ先

（１）入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901　鳥取市江津730
鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
電話　0857-26-2271
電子メール　chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

（２）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合わせ先

〒680-8570　鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話　0857-26-7431

６　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）によることとし、電子メールにより５の（１）に令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までに提出するとともに、質問を提出した旨を電話でも連絡すること。

なお、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問に対する回答については、令和８年 11 月 30 日（月）までにインターネットのホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/）によりまとめて閲覧に供する。

７　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認書（様式第１号）を作成の上、郵便等又は持参により５の（１）の場所に令和８年12月２日（水）午後５時までに提出しなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）提出部数は各１部とし、その規格はＡ４版とする。

（４）提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（５）提出された提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途に使用しない。

８　入札参加資格の審査について

（１）７により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がないと認められた者には、令和８年12月３日（木）までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県営病院事業管理者に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和８年 12 月４日（金）午後５時までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（2)により説明を求められた場合、鳥取県営病院事業管理者は、説明を求めた者に対して令和８年12月８日（火）までに書面により回答する。

９　入札について

（１）入札書（様式第４号）を使用すること。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（２）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して、提出すること。

（３）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

（４）入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

（５）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第３号）を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（６）委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県営病院事業管理者　萬井　実」とすること。

（７）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（８）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（９）入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札の無効条件

（1）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
（2）入札に求められる義務を履行しなかった者の入札
（3）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札
（4）委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
（5）入札に際し、不正の行為があった者の入札
（6）１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札
（7）政令、財務規程、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
（8）記名押印のない入札書による入札
（9）入札書を鉛筆で記載した入札
(10) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

11　落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入することができると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

12　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13　契約書作成の要否

要

14　手続における交渉の有無

無

15　その他

（1）入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
（2）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
（3）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
（4）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であ

ると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）12 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第５号）を、５の（１）の場所に提出すること。

（６）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書兼メールアドレス確認書（様式第６号）を、５の（１）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。